



定員：6人 申込先着順
 申込方法：電話により予約（8:30～17:15）
 資力基準を満たす人を対象としますので、申込時に収入などをお尋ねします。
 問合せ先：福岡法務局朝倉支局
 電話：22 2455 FAX：22 0676



県立久留米高等技術専門学校 訓練生募集

訓練科名： オフィスワーク科（デュアル）
 （4ヶ月課程：定員20名）
 パソコン初級・中級連続養成科1期
 （5ヶ月課程：定員30名）
 応募資格：次のいずれかに該当する方
 離転職者等で転職・再就職を希望する人
 （原則として訓練開始日までにジョブ・カードの交付を受けて下さい）
 離転職者等で転職・再就職を希望する人
 募集期間：2月1日（水）～2月29日（水）
 試験日： 3月9日（金）
 3月12日（月）
 訓練期間 4月4日（水）～8月3日（金）
 4月4日（水）～8月31日（金）
 試験会場：福岡県立久留米高等技術専門学校
 選考方法：筆記試験、面接
 経費：受験料及び授業料は無料（ただし、入校時に教科書代等の経費が必要です。）
 応募書類：入校願書〔用紙は本人住所管轄の公共職業安定所（ハローワーク）にあります〕
 問合せ先：福岡県立久留米高等技術専門学校
 電話：0942 32 8795

司法書士による暮らしの悩み 無料相談

相続や遺言、お金の悩み、老後の財産管理、会社の問題などについて、司法書士が無料で相談に応じます。
 日時：3月17日（土）10:00～13:00
 （予約の方優先）
 会場：宝珠山基幹集落センター
 2階 第3会議室
 予約及びお問合せ：
 福岡県司法書士会福岡南総合相談センター
 電話：092 918 5264
 （土日を除く10:00～16:00）



朝倉広域観光協会からの お知らせ

朝倉広域観光協会ではグリーンツーリズム活動の一環として研修会及び先進地視察の参加者を募っています。
 第2回（研修会）
 日時：2月20日（月）13:00～16:00
 場所：朝倉地域生涯学習センター
 （朝倉市宮野1997）
 第3回（先進地視察）
 日時：2月28日（火）14:00～29日（水）14:00
 場所：農村民泊先進地視察（大分県宇佐市安心院）
 費用：宿泊体験料 約8,500円
 第4回（研修会）
 日時：3月8日（木）13:00～15:00
 場所：朝倉地域生涯学習センター
 問合せ・申込み：朝倉広域観光協会
 電話：24 6758



福岡法務局朝倉支局 無料法律相談

福岡法務局朝倉支局において、弁護士による法律相談を実施します。相談は無料で、秘密は固く守られます。
 日時：3月15日（木）13:00～16:00
 場所：福岡法務局朝倉支局 相談室
 朝倉市菩提寺480 6
 相談時間：1人30分

消費者金融等の借金を完済された方へ 過払金を取り戻そう!! ※現在、他の債務があり返済が困難な場合には、一括して整理する必要があります。

着手金 無料!! 回収した過払金から **秘密厳守** 夜間・休日 **報酬を頂くのみです。相談無料** **相談可**

現在、借金でお困りの方も是非ご相談下さい。 ●受付時間 平日/9:00～18:00
 ～借金問題は安心できる地元の弁護士に～ ※お電話でご予約の上、ご来所下さい。

あさくら法律事務所 ☎0946-23-9090
 福岡県弁護士会所属 弁護士 永野賢二 朝倉市甘木955番地の11 [朝倉商工会議所会館3階]

母子家庭・父子家庭の就労支援

当センターでは、町村在住の母子家庭のお母さん、父子家庭のお父さん（いずれも児童扶養手当受給者）を対象にハローワークと連携して就労を支援する事業を実施しています。

なお、日曜日も実施していますので、ご利用ください。面談は平日は対象者が居住されている役場で、日曜日はクローバープラザ（春日市）6階で行います。ご希望の方は下記へ連絡ください。

福岡県母子家庭等就業・自立支援センター
電話：092 584 3931

甘木税務署からのお知らせ

平成 23 年分の申告期限と納期限

所得税・贈与税：3月15日（木）

個人事業者の消費税

及び地方消費税：4月2日（月）

公的年金を受給されている方へ

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告を提出する必要がなくなりました。

この場合でも、所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。

公的年金等以外の所得金額が20万円以下で所得税の確定申告書の提出を要しない場合でも、住民税の申告が必要です。住民税について詳しいことは、お住まいの市区町村にお尋ねください。確定申告に関する情報については国税庁ホームページをご覧ください。

ホームページ：www.nta.go.jp

東日本大震災により被害を受けられた方へ

平成23年12月に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」などが施行され、所得税などの国税に関して、東日本大震災により被害を受けられた方や復興推進に向けた取組を対象として、新たな税制上の措置が追加されています。

平成23年4月に施行された「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」で創設された税制上の措置と合わせて、東日本大震災により被害を受けられた方等は、所得税などの減税・免除を受けることができ、確定申告などの手続を行うことにより、税金の還付を受けることができます。

詳しくは、最寄の税務署にお問合せいただくか、

これからの措置についてのパンフレット等が国税庁ホームページに掲載されていますので、ご覧ください。
www.nta.go.jp

リサイクル品展示会(無料引き渡し)

日時：3月3日(土)～3月4日(日)

9:30～16:00まで

会場：「サン・ポート」リサイクル工房

展示内容(一例)

種別	展示内容	引き渡し方法
一般展示品 (抽選あり) 約150点	家具類、自転車、家電品	後日引き渡し
特設展示品 (抽選あり) 約150点	家具の小物、置物類、遊具、花器、家電品の小物類、時計、他	後日引き渡し
特別出品 (抽選なし)	前回無投票品、その他未整備品	当日申込 各一人一品
持ち帰り品 (抽選なし)	衣類、本類、CD、他	お持ち帰り 各一人一品

対象者：朝倉市・朝倉郡・三井郡・久留米市北野町にお住まいの方

希望投票要領

- 希望番号を規定の投票用紙に記入し投票箱に投票する。
 - 投票は一人一般品(白色)・特設品(ピンク)各々一点とし、代理投票は認めない。
 - 投票用紙は受付で交付する。
 - 抽選会及び決定
 - 展示会後抽選機にて当選者を決定する。
 - 当選者のみハガキにて通知する。(品物引換券)品物引き渡し(無料とする)
 - 引き渡し期間：3月10日(土)～3月16日(金)
(9:30～16:00)
 - 当選ハガキ持参のこと。
 - 自己の責任で搬出すること。
 - 引き渡し後におけるトラブルについては、当組合は一切責任を負わない。
 - 催し物
 - 環境募金活動(当選者に、まごころ募金協力依頼)
 - ボカシ(生ゴミ堆肥化促進剤)受付で販売予定
- 問合せ先：甘木・朝倉・三井環境施設組合
「サン・ポート」リサイクル工房
電話：23 1590